| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 八　当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの | 八　当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの |
| 九　［略］ | 九　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第十条**　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表第一**（第三条関係） | **別表第一**（第三条関係） |
| ［略］ | ［同上］ |
| 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号） | 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号） |
| 第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第百二条第四項、第百五条第一項及び第二項、第百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項 | 第三十八条及び第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項及び第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九十九条第二項、第百二条第四項、第百五条第一項及び第二項、第百二十九条第二項及び第二百四十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第百七十九条第一項において準用する同法第五百八条第一項及び第三項、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百十五条、第二百六十四条第三項及び第四項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十三条第一項及び第二項 |
| 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号） | ［項を加える。］ |
| ［略］ | ［同上］ |
| 第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項及び第三十三条 | |
| ［略］ | |